

新型福祉定期預金に関する特約*

※2026年5月2日より新規取扱中止

新型福祉定期預金（以下、「この預金」といいます）は、預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）の定めるところに加え、以下の規定によりお取扱いいたします。

1. 取扱店

全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）

※<別表>の各種年金または手当のお受取口座店（お一人さま、1店舗に限らせていただきます。）

該当店の定期預金通帳へのお預入れは全営業店（コンサルティングプラザ・ふくぎんプラザを除く）にて取扱いいたします。

2. ご利用いただけるお客さま

<別表>の各種年金または手当を受給されている方で、当該各種年金または手当のお受取口座を福井銀行に指定されている個人のお客さま。（新たに当行で受給を始められる方も含みます。）

※ご利用の際は、確認のため年金証書等をご提示いただきます。

3. 預金種類

自由金利型定期預金（M型）（以下、「スーパー定期」といいます）

4. 預入金額

100円以上1円単位、300万円以内（300万円の範囲内で複数回のお預入れは可）

5. 預入期間

1年

※総合口座通帳へのお預入れおよび自動継続扱いはご利用いただけません。

6. 適用金利

店頭表示利率+年0.10%（上乗せ金利）

当初預入期間のみ上乗せ金利を適用いたします。

この預金の満期日以後のお利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

利息は、20.315%の源泉分離課税となります。

2037年12月31日まで「復興特別所得税」が課税されるため、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。

※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。

7. お預入時にご提示いただく確認書類

この預金は、お預入時に次に掲げる書類を提示していただきます。

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、お届け印のほか、＜別表＞の「窓口へご提示いただく証書等」をご提示いただきます。

8. 満期日前の解約について

この預金は、原則として満期日前の解約ができません。

やむを得ず満期日前に解約される場合には、上乗せ金利は適用されず、その利息は以下の中途解約利率（小数点第4位以下を切り捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満の場合

解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満の場合

お預入日から解約日まで、スーパー定期にお預入れされた場合に適用するお預入日における店頭表示利率に70%を乗じた利率

9. 各種取引の制限

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

①ATMを利用した取引（お預入れ・払戻し・残高照会等）

②インターネットバンキングを利用したお預入れ

10. 規定の適用

この預金に関して、本特約と預金等共通規定・定期預金共通規定・自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）において異なる定めがある場合は、本特約の定めが優先して適用されます。

以 上

<別表>

年金の種類		ご利用いただける方	窓口へご提示いただく証書等
国民年金	(旧法) ※	障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者 老齢特別給付金受給者 老齢福祉年金受給者	国民年金証書
	(新法) ※	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金・厚生年金保険年金証書
厚生年金 (船員保険年金 含む)	(旧法) ※	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 かん夫年金受給者 遺児年金受給者	厚生年金保険年金証書または 船員保険年金証書
	(新法) ※	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金・厚生年金保険年金証書
共済年金	(旧法) ※	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者	次のいずれかの証書 ・ 国家公務員等共済組合年金証書 ・ 共済年金証書 (旧適用法人共済組合名) 日本電信電話共済組合 日本鉄道共済組合 日本たばこ産業共済組合 ・ 地方公務員共済組合年金証書 ・ 私立学校教職員共済組合年金証書 ・ 農林漁業団体職員共済組合年金証書
	(新法) ※	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	上記および 国民年金・厚生年金保険年金証書

各種手当	児童扶養手当受給者	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当受給証明書
	障害児福祉手当受給者	障害児福祉手当受給者証明書
	特別障害者手当受給者	特別障害者手当受給者証明書
	福祉手当受給者	福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者	医療特別手当証書
	特別手当受給者	特別手当証書
	保健手当受給者	保健手当証書
	健康管理手当受給者	健康管理手当証書

(※)

1986年4月1日以降に受給権を取得された場合は（新法）国民年金・厚生年金・共済年金となり、
1986年3月31日までに受給権を取得された場合は（旧法）国民年金・厚生年金・共済年金となります。